12　第四条の規定による改正前の協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下「旧信組告示」という。）第二条又は第十一条の算式における基本的項目の額又は補完的項目の額に含まれる資本調達手段であって第四条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下「新信組告示」という。）第四条第三項又は第十三条第三項の普通出資及び新信組告示第四条第四項又は第十三条第四項の非累積的永久優先出資のいずれにも該当しないもの（適用日前に発行されたものに限り、次条第六項に定めるものを除く。以下この項、次項並びに附則第七条第九項及び第十二条第四項において「適格旧資本調達手段」という。）の額（償還期限の定めがあり、かつ、当該償還期限までの期間が五年以内になったものについては、連結貸借対照表計上額又は貸借対照表計上額に、算出基準日（新信組告示第五十三条第七項第一号ハに規定する算出基準日をいう。次条第六項において同じ。）から当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限までの期間が五年になった日から当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。）については、適用日から起算して十年を経過する日までの間は、第二項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧資本調達手段に係る基準額（適用日における適格旧資本調達手段の額（適格旧資本調達手段のうち旧信組告示第五条第一項第四号若しくは第十四条第一項第四号に掲げる期限付劣後債務又は旧信組告示第五条第一項第五号若しくは第十四条第一項第五号に掲げる期限付優先出資に該当するものの額が適用日における新信組告示第四条第一項各号に掲げる額の合計額から新信組告示第四条第二項各号に掲げる額の合計額を控除した額又は新信組告示第十三条第一項各号に掲げる額の合計額から新信組告示第十三条第二項各号に掲げる額の合計額を控除した額（以下この項において「コア資本の額」という。）の二分の一に相当する額を上回る場合には、当該期限付劣後債務又は期限付優先出資に該当するものの額から当該コア資本の額の二分の一に相当する額を控除した額（以下この項において「控除額」という。）を控除し、かつ、適格旧資本調達手段のうち旧信組告示第五条第一項第三号から第五号まで又は第十四条第一項第三号から第五号までに掲げるものに該当するものの額（控除額がある場合には控除額を控除して得た額とする。）が適用日におけるコア資本の額を上回る場合には、当該旧信組告示第五条第一項第三号から第五号まで又は第十四条第一項第三号から第五号までに掲げるものに該当するものの額から当該コア資本の額を控除した額を控除して得た額とする。）をいう。）に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を超えない部分の額を、新信組告示第二条又は第十一条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

13　前項の規定にかかわらず、適格旧資本調達手段にステップ・アップ金利等（旧信組告示第五条第三項に規定するステップ・アップ金利等をいう。以下この項において同じ。）を上乗せする特約が付されている場合において、当該特約により適用日後にステップ・アップ金利等が上乗せされたときは、その上乗せされた日以後、当該適格旧資本調達手段の額は、新信組告示第二条又は第十一条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入してはならない。

（公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置）

第四条　旧銀行告示第二十五条又は第三十七条の算式における基本的項目又は補完的項目に該当するものであって新銀行告示第二十八条第三項又は第四十条第三項の普通株式及び新銀行告示第二十八条第四項又は第四十条第四項の強制転換条項付優先株式のいずれにも該当しないもののうち、公的機関による資本の増強に関する措置を通じて適用日前に発行された資本調達手段の額（償還期限の定めがあり、かつ、当該償還期限までの期間が五年以内になったものについては、連結貸借対照表計上額に、算出基準日から当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限までの期間が五年になった日から当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。）については、その全額を新銀行告示第二十五条又は第三十七条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

2　旧持株告示第十四条の算式における基本的項目又は補完的項目に該当するものであって新持株告示第十七条第三項の普通株式及び同条第四項の強制転換条項付優先株式のいずれにも該当しないもののうち、公的機関による資本の増強に関する措置を通じて適用日前に発行された資本調達手段の額（償還期限の定めがあり、かつ、当該償還期限までの期間が五年以内になったものについては、連結貸借対照表計上額に、算出基準日から当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限までの期間が五年になった日から当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。）については、その全額を新持株告示第十四条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

3　旧信金告示第二条又は第十一条の算式における基本的項目又は補完的項目に該当するものであって新信金告示第四条第三項又は第十三条第三項の普通出資及び新信金告示第四条第四項又は第十三条第四項の非累積的永久優先出資のいずれにも該当しないもののうち、公的機関による資本の増強に関する措置を通じて適用日前に発行された資本調達手段の額（償還期限の定めがあり、かつ、当該償還期限までの期間が五年以内になったものについては、連結貸借対照表計上額に、算出基準日から当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限までの期間が五年になった日から当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。）については、その全額を新信金告示第二条又は第十一条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

4　公的機関による資本の増強に関する措置を通じて平成二十五年三月三十一日より前に発行された資本調達手段であって旧信金告示第十九条又は第三十一条の算式における基本的項目に該当するものの額については、平成三十年三月三十一日までの間は、新信金告示第十九条第一号又は第三十一条第一号の算式における普通出資等Ｔｉｅｒ１資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

5　公的機関による資本の増強に関する措置を通じて平成二十五年三月三十一日より前に発行された資本調達手段であって旧信金告示第十九条又は第三十一条の算式における補完的項目に該当するものの額（償還期限の定めがあり、かつ、当該償還期限までの期間が五年以内になったものについては、連結貸借対照表計上額又は貸借対照表計上額に、算出基準日から当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限までの期間が五年になった日から当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。）については、平成三十年三月三十一日までの間は、新信金告示第十九条第三号又は第三十一条第三号の算式におけるＴｉｅｒ２資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

6　旧信組告示第二条又は第十一条の算式における基本的項目又は補完的項目に該当するものであって新信組告示第四条第三項又は第十三条第三項の普通出資及び新信組告示第四条第四項又は第十三条第四項の非累積的永久優先出資のいずれにも該当しないもののうち、公的機関による資本の増強に関する措置を通じて適用日前に発行された資本調達手段の額（償還期限の定めがあり、かつ、当該償還期限までの期間が五年以内になったものについては、連結貸借対照表計上額又は貸借対照表計上額に、算出基準日から当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限までの期間が五年になった日から当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。）については、その全額を新信組告示第二条又は第十一条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。

（土地再評価差額金に係る経過措置）

第五条　旧銀行告示第二十九条第一項第一号又は第四十一条第一項第一号に掲げる土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額については、適用日から起算して十年を経過する日までの間は、附則第三条第二項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、当該額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、新銀行告示第二十五条又は第三十七条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる。